

「With/postコロナ時代におけるLife-space mobilityとQuality of Lifeの関係性に関する東京圏の高齢者を対象とした疫学研究」
に係る公募要領

令和3年1月6日
イノベーション推進本部
産学官契約部

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、下記の委託研究課題について実施者を以下の要領で公募します。

記

1. 委託研究課題

With/postコロナ時代におけるLife-space mobilityとQuality of Lifeの関係性に関する東京圏在住の高齢者を対象とした疫学研究

2. 研究目的

本研究の目的は、Life-space mobility（以下「LSM」と定義）の一時的な縮小と回復が繰り返し要請されるwithコロナ時代や、それを経験した後のpostコロナ時代におけるLSMと生活の質Quality of Life（以下「QoL」と定義）の関係を理解し、新しい移動の価値や行動変容のあり方を明らかにすることにある。

3. 研究概要

東京圏で生活習慣を継続的に測定しているコホート研究サイトにおいて、COVID-19流行以前から流行中・後までのLSMの変化を、身体活動量系や質問紙により調査するとともに、居住環境等や性格等個人特性の調査についての各種質問紙による調査をおこない、LSMやその変化に影響する要因の探索をおこなう。また、LSMの変化に伴うQoLや移動に対する欲求の変化の調査をおこないLSMとQoLの関連を明らかにする。

そのため以下の要件で調査・解析をおこなうものである。

- ・東京圏に居住し、自立して生活をおこなう高齢者（65歳以上）100名以上を対象にすること。身体活動量調査や各種アンケート調査に支障があるような対象者を除いて調査をおこなうために、スクリーニング調査などの事前調整をおこなうこと。必要に応じて大学、自治体・企業等との事前調整もおこなうこと。
- ・2019年以前の1～5年間と2021年の同時期において、活動量計やアンケートを用

いて評価した身体活動の変化を検証すること。ただし、回顧的な調査のみならず、過去に取得したデータを用いた比較を含めること。

・活動量計を用いた身体活動量の評価には、OMRONHEALTHCARE HJA-750CまたはHJA-350ITを用い、解析にあたっては、非装着時間を考慮するなど、国際的な標準解析法に則ること。

・身体活動量や移動量、および新型コロナ流行以前からのそれらの変化に対し、移動手段として自家用車の保有の有無の影響や公共交通機関の利便性の影響を調査すること。また、身体活動や移動量の変化に起因する個人の性格特性や居住環境などの要因分析をおこない、身体活動量・移動の制限・促進要因を探すこと。

・身体活動量とQoLを、対象者に対し1度だけでなく複数回（3回以上を推奨）調査し、身体活動とQoLの関連を、横断・縦断的に個人内・個人間でモデル化すること。また、QoLのリスクスコア算出やIsotemporal substitution モデル、回帰不連続デザイン等の分析方法を駆使し、QoLを維持・向上できる最適な身体活動量・質の提言につながるような具体的な解析結果を報告すること。QoLの調査には、移動に関わるQoLも含むこと。

●以上の調査をおこない、以下の結果を成果報告としてまとめること。

- ・強度別の身体活動量の新型コロナ流行前と2021年の比較
- ・自家用車の保有の有無による身体活動量や利用する施設の種類・頻度の比較
- ・公共交通機関の利便性と身体活動量や利用する施設の種類・頻度の比較
- ・新型コロナ流行前後で身体活動量や利用する施設の変化や絶対値に影響する要因
- ・2021年の縦断的なQoLの変化と身体活動の関連
- ・QoLの向上・維持に必要な身体活動の量・質

4. 要件

- (1) 委託期間：契約締結日から令和4年1月31日まで
- (2) 委託費の額：委託する研究内容に応じて1件あたり300万円（一般管理費及び消費税を含む）を上限とする。
- (3) 成果物の提出：

成果報告書として、電子媒体1式（PDF形式としてCD-ROM等に保存）及び印刷物2部（正1部、写1部）を委託期間終了日までに下記の提出先まで送付又は提出してください。なお、当該報告書には研究成果・研究発表・講演、文献、特許等の状況を併せて記入してください。

【提出先】

〒305-8561 茨城県つくば市東1-1-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター第六事業所
ヒューマンモビリティ研究センター 人間行動研究チーム
安藤 貴史 (E-mail:takafumi.ando@aist.go.jp) ※●は@

5. 委託事業者の要件

次の①～⑤の要件をいずれも満たすことが必要です。

- ① 日本に登記されている法人であること。
- ② 当該の研究テーマを遂行しうる充分な知見、特に高齢者におけるOMRONHEALTHCARE HJA-750CまたはHJA-350ITを用いた身体活動量調査の実績および当該研究論文を有し、かつ、研究計画の実行及びその目標の達成に必要な組織、人員を有していること。
- ③ 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について充分な管理能力を有していること。
- ④ 産総研の研究を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤ 採択案になった場合においても、産総研と協議のうえ、委託内容を確定させることを承認すること。
- ⑥ 倫理審査については、産業技術総合研究所、人間工学実験委員会すでに審査・承認済みであるが、必要な倫理上の手続きを適切におこなうこと。

6. 応募方法

6-1. 応募書類

応募者は本公司要領及び提案書様式に従い応募書類を作成し、公募期間の令和3年1月6日から令和3年2月4日（締め切り日の17時まで）までの間に、下記の提出先まで送付又は提出してください（電子メール又はファクシミリによる提出は受け付けません。）。

なお、応募書類は次の資料としてください。

- (1) 提案書受理票 1部
- (2) 提案書 2部（正1部、写1部）
- (3) 会社等経歴書 2部
(大学・研究機関にあっては、会社等経歴書の代わりとして、経歴の記載のあるパンフレット等でも差し支えありません。)
- (4) 財務諸表 2部（直近の2年度分）
- (5) 研究経歴書 2部（研究代表者分）
- (6) 提案書の電子媒体 1部（MS-Word形式のテキスト文としてCD-ROM等に保存）

【提出先】

〒305-8560 茨城県つくば市梅園1－1－1 中央第1
国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター
イノベーション推進本部 产学官契約部 受託研究契約室 委託チーム

6－2. 応募書類の受理

- (1) 「委託事業者の要件」を満たさない法人等からの応募書類や記載内容等に不備がある提案書は、受理できません。（公募期間内に不備を修正できない場合は、当該応募は無効となります。）
- (2) 応募書類を受理した場合は、提案書受理票を応募者に通知します。
- (3) 提出いただきました提出書類は、返却いたしません。

6－3. 秘密の保持

応募書類は本委託研究の採択審査のためにのみ使用します。

7. 審査

7－1. 審査方法

委託事業者は、公募要領に合致する応募を対象に委員会で選定します。なお、審査は非公開で行われ、審査の経過に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に応じて応募者に対してヒアリング等を実施することがあります。

7－2. 審査事項

応募書類は、次の視点から審査します。

- (1) 当該研究の目標が産総研の意図と合致していること。
- (2) 当該研究の方法、内容等が優れており、具体性に富む提案で成熟度が高いこと。
- (3) 関連分野の研究等に関する実績を有すること。
- (4) 当該研究を行う体制が整っていること。
- (5) 当該研究を実施する上で経済性が優れていること。
- (6) 経営基盤が確立していること。

8. 公的研究費の不正使用等、研究活動の不正行為への対応

本委託研究及び他の公的研究資金において、研究費の不正使用並びに不正受給、及び研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）があると認められた場合、不正の重大性等を考慮しつつ、以下の措置を講じことがあります。

- ① 本委託研究に使用した研究費の全部又は一部の返還を求めること。
- ② 不正使用並びに不正受給、及び不正行為を行った研究者等、それに共謀した研究

者等に対し、産総研の公募する委託研究に応募すること、又は参加することを制限すること（応募に対する採択の取り消しを含む。）。

9. 暴力団排除の取り組み

応募書類は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾したうえで提出してください。なお、誓約事項について虚偽が認められた応募者が提出した応募書類は無効となります。

10. 研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応

- ① 我が国では、外為法及び外國貿易法(昭和 24 年法律第 228 号) (以下「外為法」という。)に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※ 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。
- ② 貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- ③ 本（委託・補助）事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。なお、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す（契約の全部又は一部を解除する）場合があります。

【参照】 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

1.1. 本件に関する問い合わせ

公募期間内に電子メールで下記に問い合わせてください（日本語に限ります。）。

【問い合わせ先】

イノベーション推進本部 産学官契約部 受託研究契約室 委託チーム

E-mail : pj-kuni-m1●aist.go.jp ※●は@

暴力団排除に関する誓約事項

当社（大学である場合は当校、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上